

講習会等の講師料助成します！！

1回 最大 20,000円

※① 1団体あたりの講師派遣回数は、年度で3回までとします。(1日単位で1回とします)

※② 新入社員等のために実施する研修会については、連続した3日までを1回とし、年度で1回のみとします。

企業様における営業、販路拡大
研修、美容組合様におけるカット
講習会等々、多くの団体様にご
利用いただいております！！



■ **対象者** 品川区内の中小企業者、中小企業団体、商店街振興組合、商工団体等

■ **対象費用** 品川区内の中小企業、商工団体が実施する講習会、研修会等で講師に支払う講師料。

■ **申請方法** 「講師派遣申請書」に必要事項を記入し、当日の講演の内容や講師の方のプロフィール等が分かる書類(A4一枚程度の簡易なもので結構です)を添付し申請してください。書類審査のち、交付を決定します。追加書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

詳細は下記までお問い合わせください

品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL5498 - 6334

FAX5498 - 6338